

令和7年度第2回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1 日 時：令和8年3月18日（水）午後3時～4時
- 2 場 所：門真市役所 本館2階 大会議室
- 3 出席者：合田委員長、須河内副委員長、東野委員、杉原委員、中塚委員、遠山委員、西堤委員、嶋崎委員、北村委員、足立委員、安井委員、緒賀委員、成尾委員
- 4 事務局：こども部 寺西部長、中野次長  
こども政策課 美馬課長、藤井課長補佐、浅尾主任、蔵元主査、義川係員  
こども家庭センター 漕江センター長、永原参事、池田センター長補佐、石丸センター長補佐  
保育幼稚園課 竹田課長、馬屋原課長補佐、川部課長補佐、田中主任
- 5 傍聴者：0名
- 6 次 第：（1） 委員長及び副委員長の選任  
（2） 諮問  
（3） 議題  
①乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る利用定員の設定について  
②門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の改訂について  
（4） 答申  
（5） その他

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、ご多忙の中、またお足元が悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議内容につきましては、議事録を作成するため、録音させていただいております。

予めご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、15名中13名の委員にご出席いただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

資料1「門真市子ども・子育て会議 委員名簿」、資料2「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要について」、資料3「子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付の概要」、資料4「令和8年4月から新たに設定する乳児等通園支援事業の利用定員について」、資料5「門真市第3期子ども・子育て支援法事業計画（令和8年4月改訂案）」、資料6「子ども・子育て支援法第61条（抜粋）」となっております。

資料に不足はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは開会に先立ちまして、宮本市長よりご挨拶申し上げます。

(宮本市長)

皆様お疲れ様でございます。門真市長の宮本でございます。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中ご参加承り誠にありがとうございます。

平素、市政各般に渡りまして、様々なご人為をいただいたことも重ねて御礼申し上げます。

今日は門真市の各小学校の卒業式でした。

自分たちの卒業式と比べると、クラス数が減ったなどということも含めて実感することではあります。やはり一番の課題としては、政府の中でも少子化というのが社会保障を含めて様々な分野に、とりわけまた人手不足ということも含めて非常に身に迫ってきたということを実感するところではございます。

そういった中で、やはり誰しもが子育てしやすい環境の中で少子化の有り様ということをどのように出生数を伸ばしていくかということも課題になっていると思います。

そのような中で、現在こども家庭庁が創設され、またそれに合わせて様々な子育て支援施策が展開されているところでありまして、

その中で計画の見直しを含め、これからはこども誰でも通園制度がスタートしていきます。

子育て環境をより充実させることで、子どもを育てやすい、また一人でも多く子育てにチャレンジしたいと思ってもらえるような環境づくりが必要なのかなと思っています。

そういったことも含め、ぜひ忌憚のないご意見等をいただきまして、しっかりとした環境づくりを進めてまいりたいと思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは資料1をご覧ください。令和7年10月30日付で委員の皆様を再度委嘱させていただきましたので、委員名簿を資料として配付しております。

なお、今回の委嘱にあたり、委員の変更はございませんでしたので、委員の紹介および事務局職員の紹介は割愛させていただきます。

それでは次第の1「委員長及び副委員長の選任」に移りたいと思います。令和7年10月30日より新たな委嘱期間となりましたので、委員長、副委員長を委員の互選により選任いただくこととなりますが、委員の皆様よりご意見等はございませんでしょうか。

(足立委員)

はい。

失礼します。

大阪ひがし幼稚園の足立と申します。

今まで委員会に出ささせていただきましたありがとうございます。

また、新たな委員会ということになりますが、これまでお世話になっております委員長、副委員長に

つきましては大学で児童福祉や子どもの発達について教鞭をとられている合田委員に委員長を、また須河内委員に副委員長をしていただいておりますが、私の個人的な意見ですがいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

ただいま、合田委員に委員長、須河内委員に副委員長をというご意見をいただきましたが、委員の皆様はいかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、合田委員に委員長を、須河内委員に副委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、次第の2「諮問」に移りたいと思います。

本日、皆様に諮問させていただく事項がございますので、宮本市長より合田委員長に諮問いただきます。

よろしくお願いたします。

(市長)

門真市子ども・子育て会議委員長 合田誠 様。

令和8年4月から新たに設定する乳児等通園支援事業の利用定員について、子ども・子育て支援法第54条に基づき、令和8年4月から新たに設定する乳児等通園支援事業の利用定員に関し、貴会議の意見を求めます。

同じく門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の改訂について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第7項の規定に基づき、門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の改訂について、貴会議の意見を求めます。

令和8年3月18日。門真市長 宮本 一孝。

よろしくお願いたします。

(事務局)

ありがとうございました。

市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

(宮本市長退席)

(事務局)

ここで、諮問について簡単に説明させていただきます。

諮問とは、市長その他の執行機関が審議会や協議会などの附属機関に対し、一定の事項について意見を求める場合に提出するものです。

諮問を受けた附属機関は、諮問内容について審議し、意見をまとめた後、答申という形で、意見等を市長に提出いただくこととなります。

先ほど、宮本市長よりお渡しいただいた諮問書の写しを皆様にお配りしておりますが、今回の諮問は「乳児等通園支援事業に係る利用定員の設定について」及び「門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の改訂について」となります。

その内容について、本日ご審議いただき、意見をまとめていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、委員長に一任いたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

(合田委員長)

改めて皆様、年度末また足元の悪い中、足を運んでいただきありがとうございます。

今日も各委員の活発なご意見を頂戴いただければと思います。

ではよろしくお願いいたします。

それでは議題1の「乳児等通園支援事業に係る利用定員の設定について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

資料2をご覧ください。

乳児等通園支援事業の概要については、今年度第1回の会議で説明いたしましたが、前回の会議から期間が空いておりますので、内容の一部を再度説明させていただきます。

まず、表面の下の部分をご覧ください。

乳児等通園支援事業は、全ての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整えるとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の働き方やライフスタイルにかかわらず支援を行うため、新たに創設された通園制度でございます。

対象となるのは、保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童で、保護者の就労要件を問わず、月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用することができます。

次に資料の裏面をご覧ください。

事業の実施形態は大きく2つあります。1つ目は「余裕活用型」です。

「余裕活用型」の実施可能な施設は、認定こども園、保育所、居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業等に限られており、既存の施設の定員に空きがある場合、その空き枠を活用して実施します。

面積や配置基準は既存施設の基準のとおりです。

認可定員につきましては、既存施設の0歳～2歳児の認可定員数まで設定可能ですが、受け入れ可能

枠は既存施設の利用児童数により増減します。

2つ目は「一般型」です。

「一般型」の実施可能な施設は、制限がなく、受け入れる乳幼児数に応じて施設の面積や職員を確保して実施します。

施設の面積や職員配置は、受け入れる乳幼児数に応じて基準を満たす必要があり、配置する職員は原則専任で、半数以上が保育士である必要があります。

また、職員の人数は最低2人が必要となっております。

次に、資料3をご覧ください。

この資料は、乳児等通園支援事業の利用定員の設定する理由などについて取りまとめたものとなります。

まず、1の「乳児等のための支援給付」をご覧ください。

乳児等通園支援事業は認定こども園や保育所などと同様に運営にあたっての財政措置として公定価格制度による給付を受けることとなります。

この給付を受けるためには、乳児等通園支援事業として「認可」を受けた施設が、特定乳児等通園支援事業としての「確認」を受ける必要があります。

「確認」の手続きは大きく2つに分かれており、1つ目は、本市が「門真市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」で定める基準を満たしているのかを提出書類等により確認いたします。

2つ目が、利用定員の設定で、施設の認可の際に設定されている認可定員の範囲内の人数で設定するもので、設定の際は子ども・子育て支援法の定めに基づき、子ども・子育て会議で意見をいただくこととなっております。

これらの手続きを経ることで特定乳児等通園支援事業として給付を受けることができるようになります。

続いて、2の「利用定員の設定と子ども・子育て会議について」をご覧ください。

こちらは、利用定員の設定について、皆様にお諮りしている根拠を記載しています。

子ども・子育て支援法では、利用定員を設定する際に審議会その他の合議制の機関などの意見を聴かなければならないとされております。

詳しくは、子ども・子育て支援法の抜粋部分をご確認いただきたいのですが、第54条の2第3項に「利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」とされています。

本市では、門真市子ども・子育て会議が「第72条第1項の審議会その他の合議制の機関」に当たるため、皆様に利用定員の設定について諮らせていただいております。

次に、本日、ご審議いただく内容についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

今回は、令和8年4月より新たに設置される予定の乳児等通園支援事業6施設の利用定員の設定についてご審議いただきます。

まず、社会福祉法人雅福祉会より申請があった4施設について説明します。

1 施設目は「幼保連携型認定こども園すえひろこども園」です。

こちらは幼保連携型認定こども園において余裕活用型で実施される予定です。

利用定員は認可定員と同数で0歳が6人、1歳が8人、2歳が9人の計23人となります。

2 施設目は、「幼保連携型認定こども園うちこしこども園」で、こちらも幼保連携型認定こども園において、余裕活用型で実施される予定です。

利用定員は認可定員と同数で0歳が9人、1歳が12人、2歳が14人の計35人となります。

3 施設目は、「幼保連携型認定こども園きたじまこども園」で、こちらも幼保連携型認定こども園において、余裕活用型で実施される予定です。

利用定員は認可定員と同数で0歳が14人、1歳が18人、2歳が18人の計50人となります。

4 施設目は、「小規模保育園きずな」で、こちらは小規模保育事業において、余裕活用型で実施される予定です。

利用定員は認可定員と同数で0歳が3人、1歳が3人、2歳が4人の計10人となります。

次に、社会福祉法人まこと鳴滝会より申請があった施設です。

申請があったのは「認定こども園まことしょうじこども園」で、幼保連携型認定こども園において、余裕活用型で実施する予定です。

利用定員は認可定員と同数で、0歳が1人、1歳が1人、2歳が1人の計3人となります。

最後に、社会福祉法人友愛福祉会より申請があった施設です。

「おおわだ保育園」で、幼保連携型認定こども園において、一般型で実施される予定です。

利用定員は認可定員と同数で、0歳が3人、1歳が3人、2歳が3人の計9人となります。

以上の内容での利用定員の設定について、ご審議いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局の方から、この4月からスタートします乳児等通園支援事業の説明および給付について、そして最後に利用定員についてそれぞれ説明がありました。

この点につきまして、各委員の皆様、何かご意見ございましたら挙手の上よろしくようお願いいたします。

いかがでしょうか。

(安井委員)

はい。

(合田委員長)

どうぞ。

(安井委員)

安井です。

利用定員に関してはこれで良いと思いました。

分からないことがあるので質問しても良いでしょうか。

6ヶ月からの未就学児の誰でもが利用できるということですが、利用される施設側としては、いつでも受け入れなければいけないのでしょうか。

ある程度の日数を制限できるのか。

そのあたりどうなっていますでしょうか。

こう申しますのも、今職員の確保が非常に難しいです。

一般型で言いますと、利用者がいると、最低でも2人の職員を準備しておく必要があります。

利用者がいないときの職員の配置の仕方。

また来る日が決まっていれば、受け入れをしっかりと行えますが、急遽、今日利用したいということで来られた場合、職員の配置が難しいこともあるのではないかなと思いましたが、質問いたしました。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま安井委員から、利用の方法や申し入れについて質問がありました。

事務局、よろしくお願いいたします。

(事務局)

まず一つ目のご質問ですが、まず施設の方でどれだけの日数を実施しないといけないのかということではありますが、月のうち何日という言い方ではなく、最初に曜日を設定し、そこで制限いただくこと自体は可能となります。

それ以外にも、例えば余裕活用型の場合でしたら、既存施設のイベントがある際、例えば運動会や遠足がある際は、施設の方で受け入れることは難しいとは思いますが、そういった場合はであったりとか、遠足がある際であったりとか、そういった際は施設の方で受け入れることは難しいかと思いたすのでそういった日に関しては受け入れを中止していただくことは自体は可能となります。

もう一つの子どもを急遽受け入れないといけないのかということですが、予約できる日時基本的には本市では利用の1週間前までとさせていただいておりますので、前日に急遽ということはなかなか起こりえないと思いたす。

また実施形態の話になりますが、子どもをお預かりする形態に関しましては、柔軟利用と定期利用の2種類がございます。

こちらは施設の方でどちらで運用していただくかは選択いただけますが、柔軟利用というのは保護者の方が利用したい日に予約をして利用されるという形になります。

反対に定期利用が、曜日や時間を固定して定期的に通園されるという利用形態になります。

なので、こういった形で定期利用で運営運用をされるという施設は出てくるかと思いたす。

(安井委員)

ありがとうございます。

(合田委員長)

安井委員、よろしいでしょうか。

(安井委員)

はい。

(合田委員長)

ありがとうございます。

他、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局が提示しております4月から3法人の施設が実施されることに伴う利用定員についてご意見  
ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、事務局の提案していただきましたこの利用定員で、委員の皆様が了解したというこ  
ととします。

ありがとうございました。

それではただいまの審議を踏まえて、答申の内容を定めたいと思います。

まずは事務局の方からその答申の説明をいただけますでしょうか。

よろしく願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

配付しております答申書案をご覧ください。

真ん中に「記」と記載のある部分より上の内容については、定型のものとして、基本的にはこの内  
容とさせていただきます。

皆様には、「記」より下の具体的な答申内容についてご検討いただきます。

現在記載している内容は、参考として、事務局が作らせていただいたものですので、皆様にて最終の  
答申内容を定めていただければと思います。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございます。

それでは今配付いただきました答申内容の検討に入りたいと思います。

答申の内容として、質問等で結構でございますので何かありましたら挙手の上よろしく願いいた  
します。

(足立委員)

はい。

(合田委員長)

足立委員よろしくお願いいたします。

(足立委員)

利用定員についてですが、各施設のルールが違いますので、やはりそれに応じて関わる職員の数も違いますよね。

そのあたり具体的にはどうなっていますか。

(合田委員長)

今の足立委員の質問に対して、事務局お願いいたします。

(事務局)

まず今回、設置される施設について余裕活用型と一般型とそれぞれがございしますが、余裕活用型に関しましては、基本的に既存の認定こども園や保育所、小規模保育事業の枠内で実施されるもので、基本的にはこの定員数を対応できる保育士が確保されているという形になります。

一方で一般型、おおわだ保育園さんになりますが、こちらの方は別枠となりますので別に保育士を確保していただく必要がございします。

そうしますと、余裕活用型は比較的定員数が多くなる傾向にございしますが、一般型についてはそこまで大きくは設定されていないという形になります。

(足立委員)

はい、ありがとうございます。

では一般型の場合ですと、例えばおおわだ保育園さんですが、0歳3人、1歳3人、2歳3人ということで、最大何人いることになりますか。

(合田委員長)

事務局、よろしいでしょうか。

(事務局)

最少人数で言いますと2人という形になります。

人数の配分が、0歳が3対1、1、2歳が合わせまして6対1という人数になります。

(足立委員)

すいません。

1、2歳で合わせて6人なので、1人で良いということですね。

わかりました。

ありがとうございます。

(合田委員長)

足立委員よろしいでしょうか。

(足立委員)

はい。

(合田委員長)

ありがとうございました。

そうしましたら他、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほど説明いただきました資料4に記載されている各園の利用定員(案)で答申するということで、各委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(合田委員長)

ありがとうございます。

では議題1を終えたいと思います。

続きまして、議題2に進みたいと思います。

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の改訂について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。

資料5と資料6をご準備ください。

皆様からご意見をいただき、令和7年4月に策定いたしました門真市第3期子ども・子育て支援事業計画を令和8年4月に改訂させていただく予定としておりますので、その内容について説明させていただきます。

改訂の背景については、資料5の初めのページをご覧ください。

改訂が必要となった背景は大きく分けて2つございます。

1つ目が令和7年4月の児童福祉法の改正による「乳児等通園支援事業」の創設及び令和8年4月の子ども・子育て支援法の改正により「乳児等のための支援給付」の創設に伴い、「こども誰でも通園制度」が本格実施されることによるもので、2つ目が、令和8年4月の児童福祉法の改正により「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設されることによるものです。

これらの新たな事業の創設に伴い、子ども・子育て支援法が令和8年4月に改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画においてこれらの事業の量の見込みと確保方策等を定めることとされますの

で、それに対応する形で本市の計画についても改訂させていただきます。

ここで資料6をご覧ください。

こちらは令和8年4月に改正される子ども・子育て支援法から今回の改訂に関連する第61条を抜粋したものです。

関連する部分にマーカーを引いておりますが、第2項第1号のロに「満三歳以上限定小規模保育事業」の必要利用定員総数、第2項第2号に「乳児等通園支援事業」の量の見込みと確保方策を定めることが記載されております。

また、裏面を見ていただきますと、第7項に市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは合議制の機関、つまりは子ども・子育て会議で意見を聞かなければならない旨が記載されております。

それでは、計画の変更部分について説明いたしますので、資料5に戻ります。

改訂内容は計画内の「第5章 量の見込みと確保方策」となり、変更後の内容を後ろに添付しております。

資料内に記載のページで65ページをご覧ください。

まず、提供区域の設定についての冒頭の文章に記載しております、量の見込みと確保方策を定めることとされている内容に「乳児等通園支援」を追加しております。

次に、66ページをご覧ください。

変更前の内容では、地域子ども・子育て支援事業のみを記載しておりましたが、今回の法改正により乳児等通園支援が地域子ども・子育て支援事業とは別の取り扱いになりましたので、「地域子ども・子育て支援事業及び乳児等通園支援」に記載を変更しています。

次に、67ページをご覧ください。

先ほど説明したのと同様の理由で、乳児等通園支援の提供区域の考え方を地域子ども・子育て支援事業と分けて記載する形へと変更しています。

次に70ページをご覧ください。

これまで、3歳～5歳が対象となる2号認定の児童を対象とした小規模保育事業がありませんでしたが、「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設されることに伴い、確保方策の項目に特定地域型保育事業を追加いたしました。

ただし、現時点において、本市では「満三歳以上限定小規模保育事業」を設置する予定がないことから、確保方策の人数は全て0人としております。

次にページが飛びまして、83ページをご覧ください。

先ほどの説明と重複しますが、「乳児等通園支援事業」が地域子ども・子育て支援事業とは別の取り扱いになりましたので、「乳児等通園支援事業」の内容を削除し、産後ケア事業のナンバリングを繰り上げています。

次に84ページをご覧ください。

83ページで削除しました「乳児等通園支援」の内容を独立した項目として新たに追加しております。

冒頭には、事業の簡単な説明を記載しており、次に、(1)量の見込みと確保方策を記載しております。

こちらは基本的には83ページから削除した内容と同じですが、「乳児等通園支援」の本格実施が令

和8年度からであるため、令和7年度の数值は削除しております。

次に、(2)教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続として、本市の乳児等通園支援事業者と教育・保育施設の連携にかかる考え方を記載しております。

以上の内容により、門真市第3期子ども・子育て支援事業計画を改訂することを検討しております。説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明ありました第3期子ども・子育て支援事業計画改定案につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手の上、よろしく願いいたします。

ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

大丈夫でしょうか。

では、特にご意見が無いということで、この審議を踏まえたうえで答申の内容を定めたいと思います。

まずは、事務局の方から答申について説明をいただけますでしょうか。

(事務局)

それではご説明いたします。

配付しております答申書案をご覧ください。

議題1での説明と重複いたしますが、真ん中に「記」と記載のある部分より上の内容については、定型のものとして、基本的にはこの内容とさせていただきます。

皆様には、「記」より下の具体的な答申内容についてご検討いただきます。

現在記載している内容は、参考として、事務局が作らせていただいたものですので、皆様にて最終の答申内容を定めていただければと思います。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

それでは、答申内容の検討に入りたいと思います。

今配付されました答申内容につきまして、何かご質問、ご意見ございましたらよろしく願いいたします。

(足立委員)

はい。

(合田委員長)

足立委員、どうぞ。

(足立委員)

私のところは幼稚園でして、府の私立幼稚園で試験的にやっているところがありまして、最初は手探りでなさっていたそうですが、要は、親子通園について国は当初、子どもだけを預かるというシステムだったそうですが、実際にされている私立幼稚園さんは、やはり最初から子どもだけの預かりは無理だと、その移行期間といいますか、最初は親子で保育して、お子さんの様子を見ながら親子分離して、お子さんだけを預かるというようなシステムを希望されたそうです。

具体的には、国はどのような方針なのか聞かせていただきたいです。

(合田委員長)

そうしましたら、今足立委員のご質問で、親子通園について事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、親子通園の考え方ですが、足立委員が仰る通り、基本的には国の方も、親子通園を当初、何回か実施することを認めております。

基本的には保護者の方の支援ということで、子どもをお預かりする事業でありますので、あまり親子通園の期間を長くとらないようにと国からも示されております。

(足立委員)

具体的にそれは、各園の子どもさんの状況を見て柔軟に対応すれば良いと解釈すればよろしいでしょうか。

(合田委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

そうですね。具体的な期間等を定められているわけではありませんので、そこはもちろん保護者ときちんとご相談していただいた上であれば続けていただくことも可能かと思えます。

(合田委員長)

足立委員、いかがでしょうか。

(足立委員)

はい。大丈夫です。

(合田委員長)

ありがとうございました。

それでは他にご意見、ご質問等ありましたらよろしくお問い合わせいたします。

よろしいでしょうか。

特に他無いようですので、この内容で答申を行うということでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(合田委員長)

ありがとうございます。

それでは次の次第の4「答申」に移らせていただきます。

事務局のよりこの後の流れについてご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

それではご説明いたします。

この後の流れですが、事務局にて答申書を準備させていただくため、5分程度、会議を中断させていただきます。

答申書の準備ができ次第、会議を再開し、答申に入らせていただきます。

なお、合田委員長には市長へ答申をしていただく必要がありますので、会議再開から答申が終わるまでの間は事務局にて会議の進行をさせていただきます。

説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

それでは答申の内容を事務局より検討していただきます。

今から休憩を5分入らせていただきますので、

(事務局)

それでは会議を再開させていただきます。

これより門真市子ども・子育て会議に諮問させていただいている審議事項について、合田委員長より市長に答申をしていただきます。

よろしく願いいたします。

(合田委員長)

答申書。門真市長 宮本一孝様。

令和8年3月18日付門こ政第4127号にて諮問された内容について下記のとおり答申いたします。

令和8年4月から新たに設定する乳児等通園支援事業の利用定員について下記の設定が適当であると認めます。

続きまして、令和8年3月18日付門こ政第4130号にて諮問された門真市第3期子ども・子育て支

援事業計画の改訂について、下記のとおり答申いたします。

当会議において慎重に審議を重ねた結果、示された改訂案が適当であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、審議過程における委員からの提言に十分配慮されるとともに、丁寧な進行管理を行い、計画に示す施策を着実に実行されることを要望します。

よろしく願いいたします。

(宮本市長)

ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございました。

市長は公務のためここで退席させていただきます。

(宮本市長)

ありがとうございました。

(宮本市長 退席)

(事務局)

それでは、ここからの会議の進行は委員長へお返しいたします。

(委員長)

それでは、最後に「その他」として事務局より連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

4月になり年度が変わりますと各団体において役職の見直しが行われ、新体制になるかと思えます。

その際に、この会議へ出席される方が変わられる場合は、委嘱・解嘱の手続きが必要となりますので、こども政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、説明された内容について各委員の皆様、質問等ありますでしょうか。

大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の内容はすべて終了しましたので、会議を終了したいと思います。

皆様、ご意見等いただきましてありがとうございました。